

○中村学園大学(含む短期大学部) 総合情報ネットワーク管理運用内規

平成11年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）における総合情報ネットワーク（以下「学内LAN」という。）の適正かつ効率的な管理及び運用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学内LANとは、本学の教育・研究活動及びその支援に供されることを目的に、本学内に敷設された情報通信網であって情報システム室によって管理・運用されるものをいう。

(責任の範囲)

第3条 学内LANに関して、情報システム室の責任の範囲は、次の通りとする。

- (1) 学内LANの基幹部分及び支線についての管理・運用に関する事項。ただし、支線については、研究室等の情報コンセントまでとする。
- (2) 学内LANの学外ネットワークとの接続に関する事項
- (3) IPアドレスの設定、管理に関する事項

2 本学の学部、事務局等において独自に設置されるネットワークについては、当該ネットワークを設置した部門により管理運用され、その責を負うものとする。

第2章 機器の接続

(接続機器)

第4条 学内LANに接続出来る機器はパーソナルコンピュータ並びに携帯情報端末（以下「情報機器」という。）を原則とする。

2 前項に該当しない機器の接続を希望する場合は、情報システム室に届出を行い、情報システム室室長（以下「室長」という。）にその許可を得ることとする。

(接続資格)

第5条 学内LANに機器を接続できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院生、学生及び科目等履修生・研究生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、室長が認めた者

(接続許可)

第6条 学内LANへの機器の接続は、第11条に定める申請書を室長に提出し、承認を受けた者のみ許可する。

(接続に伴う経費)

第7条 学内LANへの接続に必要な機器、ソフトウェア及び導入に要する費用は、原則として接続申請者の負担とする。

(管理責任者)

第8条 接続機器については、当該機器利用者をもって管理責任者とする。

2 管理責任者は、当該接続機器の利用に伴って生じた学内LANの障害及び損害について責任を負うものとする。

第3章 学内LANの利用

(利用者の責務)

第9条 学内LANを利用する者は、国内外のネットワークを利用する一員であることを十分に認識し、適切かつ効率的な利用を行うため、利用技術の向上とネットワーク利用マナーの向上に努めなければならない。

(利用資格)

第10条 学内LANを利用できるものは次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院生、学生及び科目等履修生・研究生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、室長が認めた者

(利用申請)

第11条 学内LAN及び本学のコンピュータシステムの利用を希望する者は、所定の利用申請書を室長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 学内LANの利用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正に他人のID及びパスワードを使用しないこと。
- (2) ID及びパスワードを他人に使用させないこと。
- (3) 第三者の著作権及び特許権等の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 個人や団体を誹謗・中傷し、名誉を毀損若しくはプライバシーを侵害しないこと。
- (5) 関係法令や規程等に違反しないこと。
- (6) 他の者の提供又は保存するデータ若しくは情報を改変・破壊しないこと。

- (7) 公序良俗に反する行為をしないこと。
- (8) 営利を目的とした行為をしないこと。
- (9) その他学内LANの管理及び運用を妨げるような行為を行わないこと。

(違反者の処分)

第13条 室長は、利用者が第12条の各条項に違反した場合、又はそのおそれがあると判断した場合には、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) その利用者に対し当該行為を中止するように警告をする。
- (2) その利用者に対し、利用資格の取り消し、又は一定期間利用を停止する。

2 第12条各項の違反行為が本学の秩序を乱した場合、室長は、就業規則に定める制裁、又は学則に定める懲戒処分を要請する。

(運用の停止)

第14条 情報システム室は、ネットワークの保守点検等により、あらかじめ利用者に通知したうえで学内LANの運用を停止することがある。ただし、障害など緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第4章 その他

(サーバの利用)

第15条 情報システム室が管理・運用するサーバを利用しようとする者又は学内LAN上にサーバを設置しようとする者は、所定の申請書を室長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 サーバの利用にあたっては、利用者の責任で行うものとし、その情報の内容、利用の内容については、情報システム室はいかなる責任も負わないものとする。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、学内LANの管理及び運用に関して必要な事項は、室長が定める。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。